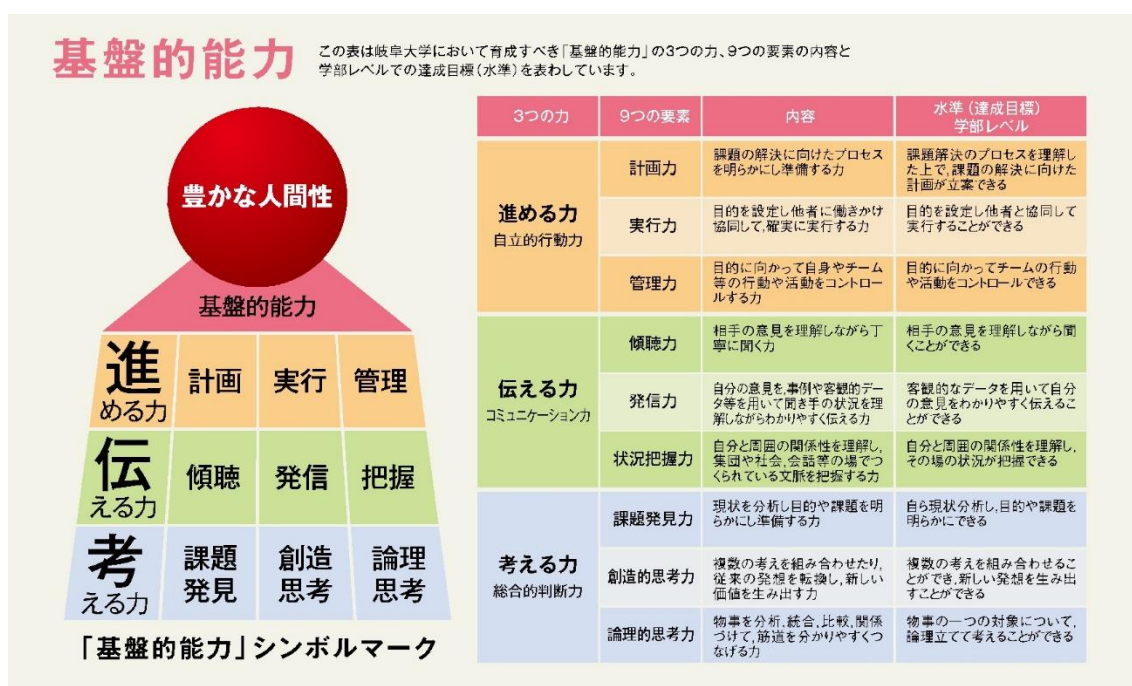


(1) 教育理念

岐阜大学は、「学び、究め、貢献する」地域に根ざした国立大学として、学術・文化の向上と豊かで健全な社会の発展に貢献する人材を社会に送り出すことを基本理念に掲げている。その基本理念・目標を、岐阜大学学生憲章で「基盤的能力」として取りまとめた。

「基盤的能力」は「考える力」「伝える力」「進める力」の3つの力を柱とし、それぞれを3つに分けた9つの要素として示されている。(表1)

(表1) 岐阜大学学生憲章『基盤的能力』



岐阜大学の教育課程は、この「基盤的能力」を踏まえ、大学全体としてどのような人材を育成するのかを学位授与方針(ディプロマポリシー)として、以下の基盤的能力及び専門的能力を総合的に備えている人に学士の学位を授与することとしている。

- 豊かな人間性を支える基盤的能力
 - ・考える力(総合的判断力)
 - ・伝える力(コミュニケーション力)
 - ・進める力(自立的行動力)
- 専門的職業人として必要な専門的能力
 - ・社会に貢献できる高度な専門的能力
 - ・深い見識と専門分野に立脚した見方・考え方
 - ・広い教養と高い倫理観に基づく社会的責任感

また、上記の基盤的能力及び専門的能力を備えた専門職業人を育成するために、どのような教育プログラムを組み、実践していくのかを教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・

ポリシー)として以下のように示している。

- 豊かな人間性を支える基盤的能力を培う。
- 学習成果を適切に評価し、自主的に学習に責任をもって取り組む態度を培う。
- 社会的責任を果たすことができる倫理観を培う。
- 人文科学、社会科学、自然科学、健康科学にわたる教養教育を実施し、生涯学習の基礎を培う。
- 到達目標を明確にした体系的な教育課程を編成し、専門的職業人に必要な知識・技能を培う。
- 専門分野を生かした見方・考え方を培う。

教職課程支援センターの教育理念も、当然のことながら、上記の岐阜大学の教育理念と同じであり、教職課程の編成・実施もこの教育理念に基づくものである。

(2) 目標

全学共通「教職課程」では、岐阜大学で学生が身に付けるべき「岐阜大学学生憲章『基盤的能力』」を踏まえ、次の4つの目標を設定し、その実現を目指している。

1 確かな「専門性」をもつ

自らが所属する「学部」及び「学科・課程」における「教育の目的・目標」に沿って、確かな専門性を身に付けること。

2 「学部の専門性」と「高等学校の教科・科目」との関連性を捉える

各学部で身に付ける「専門性」は、「高等学校の教科・科目」の指導内容そのものではない。学部の学科・課程で学んだ「専門性」と教員免許状の「高等学校の教科・科目」の指導内容とをつないで捉える能力を身に付けること。

3 「教職」に関する基礎的知識と素養をもつ

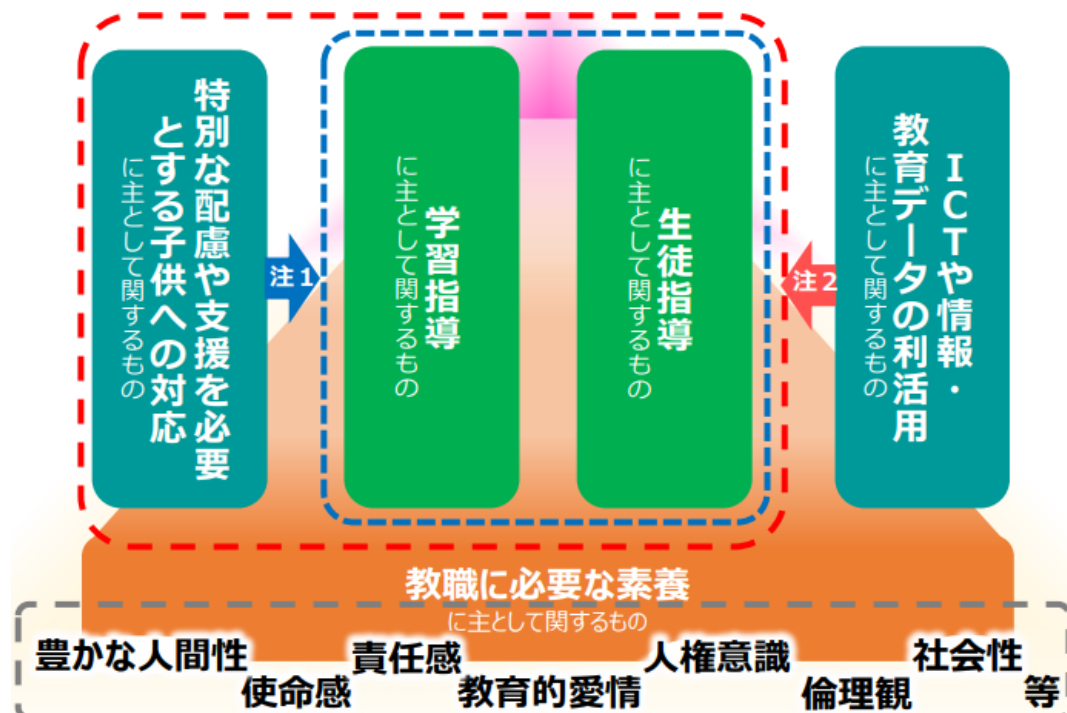
教育という仕事は、上記の1、2だけではなく、教員として必要な「教職」に関する基礎的な知識と素養が求められる。教職全体に関する確かな基礎知識と素養を身に付けること。

4 自らの「人間性」を高める

子どもの成長に直接関わる教育の仕事に携わる者は、社会人・職業人として持たなければならない「常識」とともに、自分自身の「人間性」を高めようとする「学びの姿勢」を身に付けること。

この4つの目標は、教員免許状の取得を目指す学生が、学部の学科・課程及び教職課程の学修を通して身に付けて欲しい資質・能力である。また、この目標を実現することは、表2に示す「教師に共通的に求められる資質の具体的内容」の基盤を培うものでもある。

(表2) 教師に共通的に求められる資質の具体的内容



※上記に関連して、マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在

注1)「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け

注2)「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

文部科学省「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容」(R4.8.31)より

(3) 取得可能免許 及び 取組

現在、対象となる学部(学科)と取得可能な教員免許状は下表に示すとおりである。

学部名	学科名	取得可能な教員免許状の種類
工学部	電気電子・情報工学科 応用物理コース	高等学校教諭一種免許状（数学）
	その他の学科	高等学校教諭一種免許状（工業）
応用生物科学部	応用生命化学科	高等学校教諭一種免許状（理科）
	食農生命科学科	高等学校教諭一種免許状（農業）
	生物圏環境学科	高等学校教諭一種免許状（農業）

※注 「工業」の高等学校教諭一種免許状は、従前の扱いによる。

また、教員免許状を取得するための「基礎資格」と「必要な単位数（最低単位数）」は次の通りである。（工業を除く）

＜高等学校教諭一種免許状＞

（「教育職員免許法」の規定により作成）

基礎資格	学士の学位を有すること（学部を卒業すること）			
免許状取得に必要な単位数	①免許法施行規則第66条の6に定める科目		8 単位	
	教科及び教職に関する科目	②教科及び教科の指導法に関する科目	24 単位	
		※ 1 教科の指導法に関する科目		
		※ 2 教科に関する科目		
		③教育の基礎的理解に関する科目		10 単位
		④道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目		8 単位
		⑤教育実践に関する科目		5 単位
	⑥大学が独自に設定する科目		12 単位	
計			67 単位	

※注 教員免許状を取得するためには、「学部を卒業するために必要な科目」の履修・修得のほかに、上記①～⑥の科目の履修・修得が別途必要となる。

③～⑤以外の科目は、一部を除き多くが「学部を卒業するために必要な科目」と兼ねることができる。

なお、本学では「②教科及び教科の指導法に関する科目」を「※ 1 教科の指導法に関する科目」と「※ 2 教科に関する科目」に分けて、「※ 1 教科の指導法に関する科目」及び③～⑤をあわせた科目を以下「**教職に関する科目**」，「※ 2 教科に関する科目」と「⑥大学が独自に設定する科目」をあわせた科目を以下「**教科に関する科目**」とする。

全学共通「教職課程」に属する科目や各学部・研究科の専門科目に属する教職科目を上記の表を踏まえて配置し、①～④、⑥の科目の履修は 1、2 年次中心に進め、教育実習など⑤の教育実践に関する科目の履修は、4 年次に行っている。

科目の開講だけではなく、前述の目標を達成するため、各学部・研究科と教職課程支援センターが連携し、教職に関する個別相談や採用試験対策の学習会まで幅広いサポートを含めて教員養成に取り組んでいる。